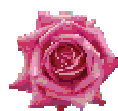


# 環境技研通信



株式会社 環境技研 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1 TEL 027-372-5111 営業部発行

第 14 巻第 3 号 (通巻 57 号)

5 月号 2012 年 5 月 1 日

## 有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正

平成 24 年 4 月 2 日に「有機溶剤中毒予防規則等の一部を改正する省令」が公布され、平成 24 年 7 月 1 日に施行されます。

現行では、第一種・第二種有機溶剤等に係る有機溶剤業務や鉛業務、特定化学物質第二類物質を製造又は取り扱う業務に労働者を従事させるときは、発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置(局排等)を設置しなければなりません。本改正は、これらの業務により発生するガス、蒸気又は粉じんの発散を防止、抑制する設備又は装置を設置すること、その他の措置(発散防止抑制措置)を行い、一定の条件を満たせば局排等を設けないことが出来るようになります。この許可を受けようとする場合は、所轄労働監督署長に申請書等を提出しなければなりません。

また有機則、鉛則、特化則に係る作業環境測定の評価の結果、第二管理区分又は第三管理区分となった場合は、以下のいずれかの方法で労働者に周知しなければなりません。

- ① 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。
- ② 書面を労働者に交付すること。
- ③ 磁気テープ、磁気ディスク、その他これらに準ずる物に記録し、且つ各作業場に労働者が当該記録を常時確認できる機器を設置する。

この省令により、多様な発散抑制方法の導入が可能となり、作業環境測定の評価結果等の労働者への周知を行うことが義務付けられました。

## 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値の見直しについて

平成 24 年 2 月に牛用飼料に対する暫定許容値が改正されましたが、今般飼料から畜水産物への放射性セシウムの移行に関する試験等のこれまでの知見、データを活用し、豚、家きん、馬、及び養殖魚用飼料の暫定許容値も見直すことになりました。(平成 24 年 4 月 1 日施行)

項目	暫定許容値(Bq/kg)		
	改訂後	改訂前	
肥料, 培土, 家畜用敷料, 土壌改良資材	400		
飼料	牛	100 (H24. 2. 3)	300
	豚	80	300
	家きん	160	300
	馬	100	300
	養殖魚	40	100

(製品重量、ただし粗飼料は水分含有量 8 割ベース)

## 菌検査もお任せ下さい!

平成 24 年 4 月 1 日付で水道法施行規則の改正が行われ、速やかな水質検査体制の整備等の試験条件の厳格化や、今後需要が見込まれる食品関係の試験に対応するため、弊社では新たな菌検査室を設置しました。

新たな試験室には安全キャビネットを増設し、人体に有害なレベル 2 の病原体に係る試験を、より安全に実施できるようになりました。クリーンルーム内では、より外部の影響を排除した精度の高い試験が可能になっています。

また、恒温器等従来からの試験装置も充実させることで、検体の処理能力も大幅にアップしました。従来は一般細菌や大腸菌等、飲料水や水質汚濁防止法での検査は実施していましたが今後は食中毒菌等の検査項目も充実させてまいりますので、何なりとお問合せ下さい。



新設の安全キャビネットです。

## 今さら人には聞けない分析項目の話

今回は、「大腸菌」と「大腸菌群」の違いについて書かせて頂きます。弊社からの報告書をご覧頂いた際、この二つの表記の違いに疑問を持たれた方は多いのではないのでしょうか。

まず「大腸菌」ですが、通性嫌気性桿菌で、環境中に存在するバクテリアの主要な種の一つです。この菌は腸内細菌であり、特に温血動物の大腸に生息していることから、糞便による水の汚染の要因となり、水道水質基準やプール水の基準に用いられています。

次に「大腸菌群」ですが、好気性又は通性嫌気性短桿菌で、乳糖を分解して酸とガスを発生させるものです。「大腸菌群」は衛生学的に糞便汚染の指標とされていますが、これは細菌学上の大腸菌を必ずしも示す訳ではなく、「人や動物の糞便にいる菌+自然界に広く存在している菌」の総称です。水質汚濁防止法の排水や、食品等は「大腸菌群」を検査対象としていますが、上述のように自然環境に存在する菌もあることから、食品の場合、必ずしも「大腸菌群」の存在が糞便性汚染だとは言えません。

ちなみに公共用水域の環境基準や排水は、「大腸菌群数」としての基準が、食品では「陰性・陽性」の規格基準が設定されています。

## ISOの考え方を活用した 小学校での有意義な環境活動

ISOは国際標準化機構によって制定され、品質マネジメントシステム規格の9000シリーズ、環境マネジメントシステム規格の14000シリーズを中心に、今や多くの企業・官公庁・団体において導入されて、私たちに馴染み深いものとなっています。

近年、学生を対象としたISO教育も盛んになる中で、高崎市ではISO14001の考え方を活用し、市内の小学校を対象に児童と教職員が一体となった環境教育や環境改善を効果的に実践しています。「たかさき学校ISO」と呼ばれるこの取組みは、平成17年度に参加校4校でスタートしましたが、毎年度着実に参加校が増えて、平成23年度には、市内小学校の過半数を超える32校が参加しています。

「たかさき学校ISO」では、PDCAサイクルに則って、①環境方針及び環境活動の手引きの作成(PLAN)、②作成した計画に基づき、取組みを実施(DO)、③年度の活動実績を取りまとめ、報告書を作成(CHECK)、④活動の実施状況を見直し、来年度の方針を策定する(ACTION)といった取組みを実施しています。



環境に関する様々な取組みが行われています。

また、既に各小学校で実施されている活動に組み込むことで、無理なく取組むことができます。各小学校では、このサイクルを繰り返し行うことによって、環境の継続的改善を図っています。平成23年度からは、「たかさき学校ISO環境賞」を創設し、優秀な取組みが継続されている学校を高崎市長が表彰するなど、年々盛り上がりを見せています。今後も高崎市内の全小学校の参加を目指し、更にこの活動が発展していくことでしょう。



表彰式の様子です。

以上のように、高崎市内の小中学生は節電・節水、ゴミの分別やエコキャップの回収活動など地道な環境保全活動を継続しています。この活動に注目するだけでなく、私たち大人が恥ずかしくない行動を見せることも大事ですね。この取組についてのお問合せは、高崎市役所環境政策課(TEL:027-372-1251)までお問合せ下さい。

## 局所排気装置等の 定期自主検査のご案内

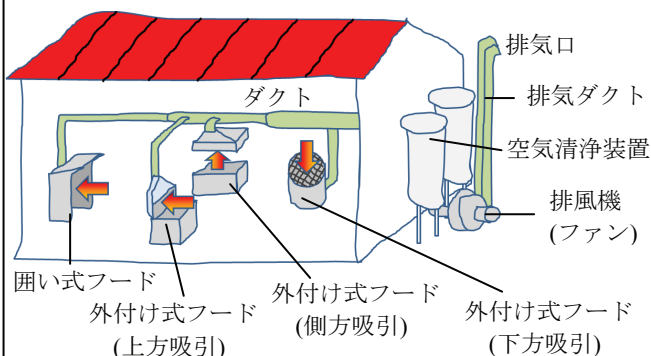
弊社で行っている局所排気装置等の定期自主検査業務の紹介です。

有害なガス、蒸気、粉じんを発生する作業場において、適切な局所排気装置、プッシュプル型換気装置や除じん装置等を設けて有害物の飛散・拡散を防止することは、有害物の作業環境管理では重要な対策のひとつです。しかし、それらの装置の性能が低下していると有害物が周辺に飛散・拡散してしまい、作業環境の悪化へとつながります。

有機則、鉛則、特化則、石綿則及び粉じん則に定められた局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置は定期自主検査が1年に1回、義務付けられています。(1年を超えて使用していない局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置は除外されます。)

また、自主検査を行わなければならない項目が決められており、その記録を3年間保存しなければなりません。

弊社では、局所排気装置等定期自主検査者講習を受講し、修了した専門知識を有する者が局所排気装置、プッシュプル型換気装置及び除じん装置の定期自主検査業務に対応致します。



図：局所排気装置の概略図

### 一点検の実例



ファン回転数検査



粉じんのたい積検査



囲い式フード(ドラフト)の風速測定

点検業務のお問い合わせは、技術2課作業環境グループまでお問合せ下さい。

本社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町1709-1

Tel 027-372-5111 Fax 027-372-5001

リサーチセンター 〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町379-5

Tel 0276-56-1277 Fax 0276-56-1266

URL <http://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 [info@get-c.co.jp](mailto:info@get-c.co.jp) リサーチセンター [host@get-rc.jp](mailto:host@get-rc.jp)